

【詳細説明】にこにこルーム原山の事業廃止の報告

1. 廃止承認申請に至るまでの経緯 (①)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休園時の賃金については、休園であっても施設型給付費等を全額支給することが国から示され、さらに保育士等への賃金を通常どおり支給するよう通知されている。また、市も同様に賃金を通常どおり支給するよう要請したが、運営事業者である NCMA 株式会社は、労働基準法による最低保障額である 6 割の支給とし、法に抵触していないことを理由に通常どおりの支給を行わなかった。

同施設の職員は、労働基準監督署に相談するなどし、会社側と交渉を試みたが実現には至らなかったことから、労働組合「ユニオン」に加入し、会社側と団体交渉を行うこととした。

交渉内容としては、賃金関係、保育環境改善、人員配置などであるが、聞き入れられない場合は、ストライキを行う旨を会社側に予告していた。市は、万が一のストライキに対応するため、公立保育園での受け入れ体制を講じた。また、交渉内容のうち、人員配置については、安全な保育を行うために必要であることから、NCMA 株式会社に文書指導を行った。

NCMA 株式会社は、市からの文書を受け、人員配置を試みたが、労働組合との交渉中でもあることから、人員配置が困難であるとして、家庭的保育事業等廃止承認申請書を市に提出した。

※施設型給付費等は、市(国、県、市が負担)が支給する保育事業に係る人件費、管理費に充てる費用をいう。給付費の弾力運用が国より認められている。

2. 市が廃止承認申請に対して不承認とした経緯 (②)

廃止承認申請を受け、会社側の意向から、安全な保育が継続できないと判断し、在園児の転園先として、唯一確保が可能であった公立保育園への転園を保護者に照会した。保護者は、一時は転園に前向きであったものの、にこにこルーム原山での保育の継続を希望し、また転園先が希望園で無いことから転園を拒否したため、廃止承認申請に対して、市は不承認を決定した。なお、保育を継続することにあたり、安全な保育を行うため、公立保育園との連携施設の協定締結の案を提示した。

3. 休園を強行した背景 (③)

NCMA 株式会社は、市が廃止承認申請に対して不承認と決定したにも関わらず、休園を強行した。現場の保育士は、市の決定のとおり現場で保育を継続しようとしたが、会社側は施設の鍵を交換し、入室できない状況とした。市は、その状況の確認と会社側の方針を改めて確認したが、休園及び事業廃止の意思は変わらないとのことだった。

4. 市が認可取消しをした経緯 (④)

市は、家庭的保育事業等廃止承認申請に対して、不承認の処分を決定したが、ここにこルーム原山の休園が強行された。この行為は、市の処分に違反したこととなるため、児童福祉法第58条第2項に基づき、同施設の認可の取消しを決定した。

5. 再発防止策について

休園中の保育士に対する賃金については、既に適切に支払うよう通知しているが、11月5日に民間保育園等との話し合いの場で、今回の経過等を説明し、改めて注意喚起を図った。今後、小規模保育事業所の監査を実施するとともに、国からの施設型給付費等の在り方や監査などの情報を注視し、監査において確認するよう準備を行っていく。